

令和 6 年度
P P P (Public-Private-Partnership) 協定
パートナー
募集要領

(応募受付期間)

令和 6 年 3 月 5 日(火) ～ 3 月 22 日(金)17:00 必着

(応募申請先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 岩瀬、夜久、長坂

TEL : 03-5253-8111 (内線 26532、24226)

FAX : 03-5253-1548

電子メール : hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

令和 6 年 3 月
国土交通省 総合政策局

1. 背景・目的

PPP／PFIは、公的部門の負担削減による財政健全化と、民間の資金・創意工夫の活用や新たなビジネス機会の拡大による経済成長という両面で効果を発揮するものであり、積極的に推進することが重要です。

国土交通省ではPPP／PFIの推進に係る施策を、より効果的かつ効率的に実施するため、平成28年度より民間事業者と「PPP（Public-Private-Partnership）協定」を締結し、予算以外も含めた行政の資源を活用してPPP／PFIの推進に係る民間の取組を後押ししております。

2. 協定の内容

「PPP協定」には、4つのタイプ（データベースタイプ、セミナータイプ、金融機関タイプ、個別相談タイプ）のパートナーがあります。

3. 応募申請について

3. 1 応募主体

応募主体は日本国内に本社を有する法人とします。

3. 2 応募申請書

応募申請書及び応募様式に記載の必要事項を記入の上、参考資料を含めて、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、問合せをさせていただく場合がございますので、ご注意ください。

4. 応募受付期間

令和6年3月5日（火）～3月22日（金）17:00 必着

5. 提出及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 岩瀬、夜久、長坂

TEL：03-5253-8111（内線26-532、24-226）

電子メール：hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

6. 選定方法

応募様式と応募者へのヒアリング実施等をもとに、別添1のパートナーの要件を満たしているか否かを審議し、選定させていただきます。

なお、複数タイプへの応募も可とします。

PPP (Public-Private-Partnership) 協定

本協定は、PPP／PFIの普及・啓発を促進するため、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課とパートナーが、当該パートナーの活動等について必要な事項を定めるものとする。なお、パートナーの個別の役割等及び要件については、パートナーの4つのタイプ（データベースタイプ、セミナータイプ、金融機関タイプ、個別相談タイプ）に係る条項のうち、当該パートナーが選定を受けたタイプに係る条項が適用されるものとする。

1. 目的

予算以外も含めた行政の資源を活用して、民間のPPP／PFI推進に係る取組を後押しすることにより、より効果的かつ効率的にPPP／PFIの普及・啓発を促進すること。

2. パートナーの役割等

(1) 共通

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体職員や地域企業へのPPP／PFIの普及・啓発を行うこと
- ② 官民対話を通じて国土交通省との更なる連携方策について模索すること
- ③ 国土交通省が開催するサウンディング、セミナー、イベント等に積極的に参加すること
- ④ 国土交通省関係のセミナー、イベント等の情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① パートナーが協定に基づき実施する取組をブロックプラットフォームに参画する地方公共団体に周知すること
- ② 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報や公表可能な資料をパートナーに提供すること
- ③ 協定に基づきパートナーから国土交通省へ共有された情報のうち他のパートナーに共有が可能な情報を提供すること
- ④ 後援名義の使用許可を受けたパートナーが主催するセミナーについて、国土交通省HPにおける告知等の広報活動を行うこと
- ⑤ パートナーが主催するセミナー等について、国土交通省職員による講演等の協力をする事、また必要に応じて、内閣府等関係府省庁、地方公共団体にに対し講演等の協力依頼をすること

※講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではない

(2) データベースタイプ

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

(A型)

- ① 地方公共団体に対して、P P P / P F I 事業に関するデータベースを無償で提供すること
- ② PPP/PFI に関する各省庁の情報（法律、ガイドライン、施策等）や各主体による公募、イベント等の情報を掲載したポータルサイトを運営し、随時情報更新が行われること
- ③ 求めに応じ、データベース及びポータルサイトの更なる充実を検討すること

(B型)

- ① 公的不動産に関するデータベースを無償で公開すると共に、随時情報更新が行われること
- ② 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省が開催するセミナー、イベント等においてデータベースを紹介すること

(3) セミナータイプ

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 以下の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）のいずれかを満たすP P P / P F I に関するセミナー（参加者が無償で参加できるものに限る）を年2回以上開催すること
 - （ア）地方公共団体職員対象型
 - ・ 地方公共団体職員を主な対象とすること
 - ・ 基礎地方公共団体を跨ぐ広域的な開催とすること
 - ・ P P P / P F I の一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること
 - （イ）地域企業対象型
 - ・ 複数の地域企業を主な対象とすること
 - ・ P P P / P F I の実施実績のある事業者からの講演を含めること
 - （ウ）首長・議員対象型
 - ・ 地方公共団体の首長あるいは議員を主な対象とすること
 - （エ）マッチングセミナー型
 - ・ 地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング等の民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること
- ② セミナーに参加する地方公共団体等からの相談体制を整えること（必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施する等）
- ③ セミナーにおいて国土交通省が取り組むP P P / P F I に関する情報を提供するように努めること

- ④ ①、②、③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること（セミナー資料、参加者、参加者へのアンケートを含む）

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① パートナーが主催するセミナーについて、国土交通省が開催するセミナー、イベント等で周知すること
- ② パートナーが主催するセミナーについて、国の旅費負担による国土交通省職員の講師派遣（原則1回）を実施すること

（４）金融機関タイプ

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体又は地域企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP／PFIに関するセミナーや勉強会を実施すること
- ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること
- ③ 地方公共団体又は地域企業に対し、国土交通省が取組むPPP／PFIに関する情報等を提供するように努めること
- ④ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省HP等において相談窓口連絡先を周知すること

（５）個別相談タイプ

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体又は地域企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP／PFIに関するセミナーや勉強会を実施すること
- ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省HP等において相談窓口連絡先を周知すること

3. パートナーの要件

(1) 共通

- ① 以下のすべての要件を満たしていること
 - ・ 日本国内に本社を有する法人であること
 - ・ 反社会的勢力でないこと
 - ・ パートナーとして適さない特段の事情がないこと
 - ・ パートナーの選定を取り消され、本協定を解除された日から起算して3年を経過しない者ではないこと

(2) データベースタイプ

(A型)

- ① 以下の基準を満たす、PPP／PFI事業についてのデータベースを有すること
 - ・ 一定数(669件(※))以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他PPP／PFI事業に必要な情報を掲載していること
 - ・ 施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること
 - ・ フリーワード検索機能を有すること
 - ・ 特定の分野、地域等に偏らないこと

※内閣府にて公表しているPFI事業数1004件(令和5年3月31日現在)の2/3

(B型)

- ① 以下の基準を満たす、公的不動産についてのデータベースを有すること
 - ・ 一定数(200件程度)以上の公的不動産(遊休公的不動産含む)について、不動産基本情報、活用種別(賃貸、売却、利活用等)、その他公的不動産活用に必要な情報を掲載していること
 - ・ エリア、施設等についてのソート機能を有すること
 - ・ フリーワード検索機能を有すること

※文部科学省にて公表している活用されていない廃校施設数1,917件(令和3年5月1日現在)の約10%

(3) セミナータイプ

- ① 令和5年度に参加費を徴収しないPPP／PFIに関するセミナー(庁内勉強会等の単独の地方公共団体等を対象とするセミナーを除く)を2回以上主催していること
- ② 令和6年度の協定期間に2回以上の主催セミナーを予定していること
- ③ ①を証明する案内チラシやURLを提出すること

(4) 金融機関タイプ

- ① 以下の基準を満たす金融機関
 - ・ PPP／PFIを担当している部署を有すること

- ・ P P P / P F I 事業について、融資等の実績があること
- ② 国土交通省からの求めに応じて、①を証明する資料の提示が可能なこと

(5) 個別相談タイプ

- ① 原則として以下のいずれかの基準を満たす民間事業者等
 - ・ 過去5年間（令和元年4月1日以降）に実施方針が公表されている P F I 事業又は民間事業者等との契約が締結されている P P P / P F I 事業について、導入可能性調査、アドバイザー業務の受注実績が複数件ある者
 - ・ 過去5年間（令和元年4月1日以降）に実施方針が公表されている P P P / P F I 事業について代表企業もしくは構成企業として受注実績が複数件ある者
 - ・ P P P / P F I 事業の公募に参画する民間事業者やコンソーシアム等に対する支援業務、又は、当該 P P P / P F I 事業を受注した S P C 等に対する支援業務の受注実績が過去5年間に複数件ある者
- ② ①を証明する契約書等の写しを提出すること

4. 協定上の地位の譲渡等

パートナーは、国土交通省の事前の承諾を得ることなく、本協定の全部又は一部をいかなる者にも譲渡、又は承継させないものとする。

5. 協定期間

本協定は、協定締結の日から令和7年3月31日（月）までを協定期間とする。

6. パートナーの選定取消し及び本協定の解除

国土交通省は、パートナーが以下のいずれかに該当すると認めるときは、協定期間内であってもパートナーの選定を取り消し、本協定を解除することができる。

- ① 3.（1）①に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 本協定の応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ③ 本協定に基づく活動を適切に実施していない場合、又は同活動を適切に実施することが困難となるおそれ等がある場合
- ④ パートナーから解除の申出があった場合

7. 留意事項

パートナーとしての活動等は各々のパートナーの責任において行うものとし、協定に係る費用については、パートナー各者が負担するものとする。国土交通省から、パートナーに費用を支払うことはしない。

**PPP (Public-Private-Partnership) 協定パートナー募集要領
に関するQ&A**

■Q 1

パートナー企業数の上限について

A 1

「セミナータイプ」「データベースタイプ」「金融機関タイプ」「個別相談タイプ」は、選定数に制限を設けておりません。複数タイプへの応募も可とします。

■Q 2

「個別相談タイプ」の「過去5年間に実施方針が公表されているPPP／PFI事業の受注実績」について

A 2

「PPP／PFI事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業及びそれ以外のPPP事業を指します。なお、PPP事業については、PPP／PFI推進アクションプランなどの定義を参照し判断するものとします。また、受託事業の所管については問わず、国土交通省以外の事業であっても対象とします。

「受注実績」とは地方公共団体から直接受注した事業のみを評価の対象とし、地方公共団体の公表資料や契約書等、応募者が提出した資料にて確認を行います。資料の提出が難しい場合はご相談ください。

本協定の趣旨から、本採択においては「PPP／PFI事業の受注実績」は代表企業、構成員として受注した事業のみを対象とします。

■Q 3

「個別相談タイプ」の「PPP／PFI事業の公募に参画する民間事業者やコンソーシアム等に対する支援業務、又は、当該PPP／PFI事業を受注したSPC等に対する支援業務の受注実績が複数件ある者」について

A 3

例えば公募に参画する民間事業者へのファイナンシャルアドバイザー業務や、コンソーシアムの組成・SPCの設立に関する支援、事業実施時のプロジェクトマネジメント業務等を評価の対象にします。本採択においては、契約書を交わしている業務のみを対象とします。